

11 商業、金融・保険、不動産

列部門	6111-01	卸売
行部門	6111-011	卸売

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類48～53の「卸売業」の活動を範囲とし、その生産額は、商業卸売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分並びに食糧管理特別会計、アルコール専売事業特別会計、蚕糸砂糖類価格安定事業団、畜産振興事業団及び日本体育・学校健康センターの活動を範囲に含む。

ISIC：「5010 自動車販売業」、 「5030 自動車部品、付属品販売業」、 「5110 手数料又は契約制による卸売業」、 「5121 農産品原料及び生き物卸売業」、 「5122 食料品、飲料及びたばこ卸売業」、 「5131 織物、衣服及び履物卸売業」、 「5139 その他の家庭用品卸売業」、 「5141 固形・液体・ガス燃料及び関連製品卸売業」、 「5142 金属及び金属鉱石卸売業」、 「5143 建築材料、金物類及び衛生・暖房設備器具卸売業」、 「5149 その他の中間製品、廃棄物及びくず卸売業」、 「5150 機械器具卸売業」、 「5190 その他の卸売業」

列部門	6112-01	小売
行部門	6112-011	小売

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類54～59「小売業」の活動を範囲とし、その生産額は、商業小売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並びに構内売店、生活協同組合購買会の活動を含み、製造小売業のうちの製造活動部分は本部門の活動に含めずそれぞれの製造業部門に含める。

ISIC：「5010 自動車販売業」、 「5030 自動車部品・付属品販売業」、 「5040 オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業」、 「5211 食料品、飲料又はたばこが主な非専門店の小売業」、 「5219 その他の非専門店小売業」、 「5220 食料品、飲料及びたばこの専門店による小売業」、 「5231 医薬

品、医療品及び化粧品・洗顔用品小売業」、 「5232 織物、衣料、履物及び革製品小売業」、 「5233 家庭用具・用品・機器小売業」、 「5234 金物類、塗料及びガラス小売業」、 「5239 専門店によるその他の小売業」、 「5240 店舗による中古品小売業」、 「5251 通信販売による小売業」、 「5252 露店及び市場による小売業」、 「5259 その他の無店舗小売業」

[注意点]

製造小売の例：衣服小売業、菓子・パン小売業、豆腐小売業、家具小売業

列部門	6211-01	金融
行部門	6211-011	公的金融（帰属利子）
	6211-012	民間金融（帰属利子）
	6211-013	公的金融（手数料）
	6211-014	民間金融（手数料）

(大蔵省)

日本標準産業分類の中分類62「銀行・信託業」、63「中小企業等金融業（政府関係金融機関を除く）」、64「農林水産金融業（政府関係金融機関を除く）」、65「政府関係金融機関（別掲を除く）」から日本私学振興財団及び石油公団の石油備蓄事業を除いたもの、66「貸金業、投資業等非預金信用機関（政府関係金融機関を除く）」から662「質屋」を除いたもの並びに67「補助的金融業、金融附帯業」及び68「証券業、商品先物取引業」から宝くじ売りさばき業を除いたものの活動を範囲とする。

ISIC：「6511 中央銀行」、 「6519 その他の預金取扱機関」、 「6592 その他の信用供与機関」、 「6599 他に分類されないその他の金融仲介業」、 「6711 金融市場管理業」、 「6712 証券取引業」、 「6719 他に分類されない補助的金融仲介業」

[品目例示]

日本銀行、都市銀行、地方銀行（第二地銀を含む）、信託銀行、長期信用銀行、在日外国銀行、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫、奄美群島振興開発基金、公営企業金融公庫、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合（信用事業）、漁業協同組合（信用事業）、農林漁業金融公庫、信用金庫、全国信用金庫連合会、信用協同組合、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫、労働金庫、労働金庫連合会、住宅金融公庫（資金

貸付), 住宅金融専門会社, 石油公団 (融資事業), 社会福祉・医療事業団, 年金福祉事業団 (貸付事業), 環境衛生金融公庫, 農林漁業信用基金, 漁業共済基金, 鉄道整備基金, 産業基盤整備基金, 短資会社, 農業共済基金, 証券金融会社, 中小企業信用保険公庫, 全国信用保証基金, 生物系特定産業技術研究推進機構 (金融に相当する部分), 東京中小企業投資育成株式会社, 名古屋中小企業投資育成株式会社, 大阪中小企業投資育成株式会社, 証券会社, 証券投資信託委託会社, 証券投資顧問会社, 証券取引所

〔変更点〕

平成2年表との相違点は以下のとおり。

- ① 石油公団のうちの融資事業, 年金福祉事業団のうちの貸付事業, 鉄道整備基金, 農林漁業信用基金, 産業基盤整備基金及び生物系特定産業技術研究推進機構 (金融に相当する部分) を本部門に含めた。
- ② 奄美群島振興開発基金及び農業共済基金を民間金融から公的金融に変更した。
- ③ 日本育英会及び日本私学振興財団を政府サービス生産者の公務に変更した。

〔注意点〕

- ① 公的金融機関とは, 中央銀行たる日本銀行, 郵便貯金, 資金運用部, 産業投資, 都市開発資金融通の4特別会計と日本開発銀行及び日本輸出入銀行の2銀行, 国民金融公庫をはじめとする9公庫並びに海外経済協力基金, 奄美群島振興開発基金, 鉄道整備基金, 農業共済基金, 農林漁業信用基金, 産業基盤整備基金, 社会福祉・医療事業団, 年金福祉事業団 (貸付事業), 石油公団 (融資事業), 生物系特定産業技術研究推進機構 (金融に相当する部分) である。これ以外の金融機関はすべて民間金融機関に格付けされる。
- ② 生命保険業及び損害保険業が行う資金運用活動は本部門に含まれず, 「6212-01生命保険」及び「6212-02損害保険」に含める。
- ③ 公益質屋事業は, 昭和45年表では政府金融機関となっているが, 本来福祉サービスを提供するとみられることから, 50年表以降は「8111-01, 8112-01公務」に含めている。
- ④ 宝くじ売りさばき業は, 「8611-09その他の娯楽」に含める。
- ⑤ 50年表以降, 金融の行部門を公的と民間に分割したのは, SNAの所得支出及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させるとともに, 産出構造の差異を明瞭にするためである。
- ⑥ 石油公団については, 融資事業を, 年金福祉事業団は貸付事業を本部門に含める。
- ⑦ 定義上「金融」に含まれているいわゆるノンバンク (貸金業等) については, 平成2年表までは適当な推計資料, 推計方法がないため推計を行っていなかったが, 平成7年

表では経済の実体に対応させるべく可能な範囲で推計を行った。

列部門	6212-01	生命保険
行部門	6212-011	生命保険

(大蔵省)

日本標準産業分類の小分類691「生命保険業」及び細分類6941「生命保険媒介業」並びに生命保険のための小分類693「共済事業」, 細分類6943「共済事業媒介代理業」及び細分類6959「その他の保険サービス業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6601 生命保険業」, 「6720 補助的保険・年金基金業」

〔品目例示〕

生命保険, 年金保険, 簡易保険, 郵便年金, 生命保険再保険, 生命保険代理店, 農協共済 (生命共済等) の再共済・再々共済, 生命保険相談所

〔変更点〕

住宅金融公庫 (団体信用生命保険) を本部門に追加した。

〔注意点〕

- ① 簡易生命保険特別会計及び住宅金融公庫 (団体信用生命保険) は本部門に含め, 居住者である在日外国生命保険会社 (支店) も本部門に含める。
- ② 生命保険会社は純保険的サービスの生産と同時に, 結合生産物として金融の帰属サービスをも生み出すと考えられるので, 昭和60年表において行部門に帰属利子の行を設けることを検討したが, 68SNA解釈上設けないことになった。

列部門	6212-02	損害保険
行部門	6212-021	損害保険

(大蔵省)

日本標準産業分類の小分類692「損害保険業」, 細分類6942「損害保険代理業」, 細分類6951「保険料率算出団体」及び細分類6952「損害査定業」並びに損害保険のための小分類693「共済事業」, 細分類6943「共済事業媒介代理業」及び細分類6959「その他の保険サービス業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6603 損害保険業」, 「6720 補助的保険・年金基金業」

〔品目例示〕

火災保険, 地震保険, 海上保険, 自動車保険 (自賠責, 任意), 盗難保険, 運送保険, 損害保険再保険, 貿易保険, 損

害保険代理店、農協共済（火災共済、自動車共済等）、農協共済（火災共済、自動車共済等）の再共済・再々共済

〔変更点〕

農林漁業信用基金を本部門に追加した。

〔注意点〕

本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、住宅金融公庫（住宅融資保険）、中小企業信用保険公庫、農林漁業信用基金を含めるほか、在日外国損害保険会社を含める。

列部門	6411-01	不動産仲介・管理業
行部門	6411-011	不動産仲介・管理業

（建設省）

日本標準産業分類の小分類701「建売業、土地売買業」のうちの不動産取引の代理、仲介を行う活動、702「不動産代理業・仲介業」及び713「不動産管理業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「7010 自己所有資産又はリース資産の不動産業」
「7020 料金又は契約制による不動産業」

〔品目例示〕

不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介手数料、不動産管理手数料

〔注意点〕

- ① 建売業における建設活動は、本部門に含めず、建設部門に含める。
- ② 土地売買業の活動は、取引上の代理・仲介等の手数料のみが生産額に計上され、土地造成等に要する費用は建設部門に含める。
- ③ 昭和60年表において、定義範囲に日本標準産業分類の（旧）小分類703「不動産管理業」を含めることに伴い部門の名称を「不動産仲介業」から「不動産仲介・管理業」に変更した。

列部門	6411-02	不動産賃貸業
行部門	6411-021	不動産賃貸業

（建設省）

日本標準産業分類の小分類711「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」のうち、細分類7112「土地賃貸業」を除く活動の範囲とする。

I S I C : 「7010 自己所有資産又はリース資産の不動産業」
「7020 料金又は契約制による不動産業」

〔品目例示〕

不動産賃貸料（貸店舗（店舗併用住宅の場合は貸店舗部分のみ）、貸ビル、貸倉庫等）

〔注意点〕

- ① 平成2年表において、部門の名称を昭和60年表の「6411-02、-021不動産賃貸料」から「6411-02、-021不動産賃貸業」に変更。
- ② 店舗併用住宅の住宅部分の賃貸料は、「6421-01住宅賃貸料」に含める。
- ③ 昭和55年表から、本部門の概念から「各産業が投入した自己所有物（住宅を除く）の維持経費によって把握される仮設部分」を除外した。

列部門	6421-01	住宅賃貸料
行部門	6421-011	住宅賃貸料

（建設省）

貸家、貸間、持家等、すべての住宅の使用によって生ずるサービスを範囲とし、その生産額は、住宅の所有の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅及び店舗併用住宅の住居部分の粗賃貸料に相当するものとする。

すなわち、日本標準産業分類の小分類712「貸家業、貸間業」の活動のほか、持家、給与住宅については「帰属家賃」も含む。

I S I C : 「7010 自己所有資産又はリース資産の不動産業」
「7020 料金又は契約制による不動産業」